

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>(政令附則第三十二条第二項の総務省令で定める書類)</p> <p>第二十三条 政令附則第三十二条第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ 被災自動車(法附則第五十二条第一項に規定する被災自動車をいう。以下この条において同じ。)の所有者(法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車^が営業用又は自家用のいずれであるかの別</p> <p>ロ 法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする自動車(以下この号において「申請自動車」という。)の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車^が営業用又は自家用のいずれであるかの</p>	

別

- ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- ニ イからハまでに規定するもののほか、申請自動車が被災自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十二条第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項
- 二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることを証するもの
- 三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることについて当該自動車が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車の主たる定置場所所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類
- 四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 政令附則第三十三条第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第三十三条第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が同号イに規定する従前所有者等（次号及び次項において「従前所有者等」という。）から法附則第五十六条第一項に規定する被災住宅用地（以下この項、次項及び第十一項において「被災住宅用地」という。）の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に
応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第三十三条第三号又は第五号の規定により相続人等が同項第三号又は第五号に掲げる者（以下次項までにおいて「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合 同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取
得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取
得した前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等
のうち、同項第三号又は第五号の規定により当該前相続人等が当該前
相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定

により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2| 政令附則第三十三条第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一| 政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二| 政令附則第三十三条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合、同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地

の面積

- 3| 政令附則第三十三条第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するため独立的に区画された部分又はその一部であった場合には、当該部分の数による。
- 4| 法附則第五十六条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一| 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地（以下第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合
 - 二| 被災共用土地が法附則第五十六条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この号、次項及び第八項において「小規模住宅用地」という。）（以下この号、次項及び第九項において「一般住宅用地」という。）である部分及び併せ有する土地である場合
- 5| 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第五十六条第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項、第八項及び第九項において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合に

おける同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ 平成二十三年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十三年三月十日において所有していた者	$(1/A) \times (B \times C) / D$ (算式の符号) A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 C 当該被災共用土地の面積 D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

(以下この項において「特例対象者」という。)で平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分(平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル(当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下次項

までにおいて同じ。）
以下となる当該共有持
分を有しているもの

ロ 政令附則第三十三条
第三項第三号から第五
号までの規定により特
例対象者からその者が
平成二十三年三月十日
において有していた当
該被災共用土地に係る
共有持分（以下この項
及び次項において「特
定共有持分」という。
）を取得した同条第四
項第一号イに規定する
相続人等（同条第三項
第三号又は第五号の規
定により相続人等から
特定共有持分を取得し
た相続人等を含む。以
下この項において「相
続人等」という。）で
平成二十四年度から平

<p>土地納税義務者</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用</p>	<p>成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとする。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>γ (1/A) × {B × (C + (200平方メートル×D - E × F)) × (</p>
----------------	---------------------	--	---

イ 特例対象者で平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成二十三年三月十一日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共

$$\frac{(E \times G - C)}{(E \times H - 2000 \text{ 平方メートル} \times I)} \div J + K \times ((E \times G - C - (2000 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) \div (E \times H - 2000 \text{ 平方メートル} \times I))) \div L \} \times (1 \div G)$$

ロ $\frac{1}{A} \times (B \times E) \div J$

J < E × (F + H) である場合にあつてはイの算式を用い、J ≥ E × (F + H) である場合にあつてはロの算式を用いる。

(算式の符号)

- A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額
- B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
- C 200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同

有持分の割合を乗じて
得た面積が二百平方メ
ートルを超えるジャン
なる当該特定共有持分
を有しているもの

号ロに掲げる相続人等に係る特例対
象者（Dにおいて「専有部分の従前
所有者」という。）が所有していた
専有部分が2以上の部分に独立的に
区画されていた場合には、200平
方メートルに当該専有部分に存した
住居の数（D及びIにおいて「専有
部分の住居数」という。）を乗じて
得た面積とする。）

D 各専有部分の従前所有者が所有し
ていた専有部分の数（2以上の部分
に独立的に区画されていた専有部分
を所有していた専有部分の従前所有
者にあつては、その所有していた当
該専有部分の数に専有部分の住居数
を乗じたものとする。）を合算した
もの

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納税
義務者の平成24年度から平成33
年度までの各年度に係る賦課期日に
おける当該被災共用土地に係る同号
の共有持分又は特定共有持分の割合

を合算したもの

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下Iにおいて「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区分されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたもの

6| 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項において「併用専有部分」という。）を平成二十三年三月十日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十三年三月十日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下次項までにおいて「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土

地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\frac{\alpha \times K + \beta \times (1 - K)}{}$$

(算式の符号)

α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者

又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成二十三年三月十一日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第三十三条第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合に
は、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同表の第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。

8 第五項から第七項までの規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第五十六条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
$(1/A) \times ((B \times C) / D)$	$(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)$	
D 当該被災共用土地に係る	D 当該被災共用土地に係る小	

	<p>小規模住宅用地である部分の面積</p>	<p>規模住宅用地である部分の面積</p> <p>E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> <p>F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>
<p>第五項の表の第二号</p>	<p>当該被災共用土地の面積</p> $\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / J) + K \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))}{(1/A) \times \{B \times ((C + 200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / L)\} \times ((M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / L}$	<p>当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積</p> $\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + 200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / L)\} \times ((M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / L}{(1/A) \times \{B \times ((C + 200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I))) / L)\} \times ((M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / L}$

	$\frac{)}{)} / L) \} \times (1/G)$	$\frac{1/G) + N \times ((E-M) / O) \} }{)}$
	$\frac{(1/A) \times ((B \times E) / J)}{)}$	$\frac{(1/A) \times ((B \times M) / J) + N \times ((E-M) / O)}{)}$
	$\frac{E \times (F+H)}{)}$	$\frac{M \times (F+H)}{)}$
	$\frac{L}{)}$ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積	$\frac{L}{)}$ 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積
		$\frac{M}{)}$ 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積
		$\frac{N}{)}$ 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
		$\frac{O}{)}$ 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積
第六項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積

9)

法附則第五十六条第八項の規定の適用がある場合における第四項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と読み替えるほか、次の

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項 各号列 記以外 の部分	附則第五十六条第三項	附則第五十六条第八項の規定 により読み替えて適用される 同条第三項
	附則第五十六条第三項	附則第五十六条第八項の規定 により読み替えて適用される 同条第三項
第四項 第一号	被災共用土地 同条第一項（同条第二項にお いて準用する場合を含む。次 号において同じ。）	仮換地等 同条第六項（同条第七項にお いて準用する場合を含む。次 号において同じ。）の規定に より読み替えて適用される同 条第一項
	被災共用土地	仮換地等
第四項 第二号	被災共用土地 附則第五十六条第一項	仮換地等 附則第五十六条第六項の規定 により読み替えて適用される 同条第一項
	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
第五項 の表以 外の部 分	被災共用土地に係る被災区分 所有家屋	仮換地等に対応する従前の土 地である被災共用土地に係る 被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分 所有家屋	被災区分所有家屋

<p>第一号</p> <p>第五項 の表の 第三号</p>	被災共用土地に係る固定資産税	仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地納税義務者	仮換地等納税義務者
	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住宅用地	仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地にある被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地納税義務者	仮換地等納税義務者
	被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分

第六項	被災共用土地に係る被災区分 所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
第七項	被災共用土地に係る共有持分 被災共用土地の面積	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分 仮換地等の面積
第八項	被災共用土地に係る被災区分 被災共用土地の面積	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分 仮換地等の面積
外の部	所有家屋	地である被災共用土地に係る

	被災共用土地に係る非住宅用 地	被災区分所有家屋
第八項 の表の 第六項 の項	被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分 所有家屋	仮換地等の面積 仮換地等に対応する従前の土 地である被災共用土地に係る 被災区分所有家屋

10) 政令附則第三十三条第十五項の規定の適用について、同項中被災家屋

(同条第十四項第一号に規定する被災家屋をいう。次項において同じ。

)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十五項第二号に掲げる区
分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋
に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又
は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、
それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

11) 政令附則第三十三条第二十項に規定する総務省令で定める書類は、次
の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合 次に
掲げる書類

イ 被災住宅用地及び当該被災住宅用地に代わるものとして法附則第
五十六条第十項の規定の適用を受けようとする土地(以下この号に
おいて「代替土地」という。)の所有者の氏名又は名称及び住所又
は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災住宅用地及び代替
土地の所在地並びに当該被災住宅用地に存する法第三百四十九条の

- 三の二第一項に規定する家屋（以下この号において「被災住宅」という。）が東日本大震災（法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災住宅が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
- ロ 被災住宅用地が平成二十三年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を同条第一項に規定する住宅用地として使用する予定であることとを約する書類
- ハ 被災住宅用地の面積（当該被災住宅用地が共有物であるときは、政令附則第三十三条第十一項第一号に掲げる者が有していた当該被災住宅用地に係る持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積）及び代替土地の面積（当該代替土地が共有物であるときは、同項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積）を証する書類
- ニ 政令附則第三十三条第十一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからハまでに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類
- ホ 政令附則第三十三条第十一項第三号に掲げる者が、法附則第五十六条第十項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号

のイからニまでに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第十一項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

二 法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 被災家屋又は政令附則第三十三条第十七項第一号に規定する被災償却資産（以下この号において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 被災家屋又は被災償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第三十三条第十四項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十七項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第十四項第二号か

ら第四号まで又は同条第十七項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第十七項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

(政令附則第三十四条第三項の総務省令で定める書類)

第二十五条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車(法附則第五十二条第一項に規定する被災自動車をいう。以下この項において同じ。)の所有者(法第四百四十二条の第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする軽自動車(二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。)(の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれで

あるかの別

ハ 当該被災自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車がある場合にはその台数、車両番号及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第一項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 申請軽自動車について法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けたことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合に於ては、滅失し、若しくは損壊した自動車が被災自動車であることについて当該自動車滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該自動車の主たる定置場所在地の道府県知事若しくは市町村長が証する書類、被災自動車の所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災自動車の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災自動車の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、第二号の道府県知事が証する書類を提出する場合を除き、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する二輪自動車等（以下この項において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村

長が認める同項に規定する二輪自動車等がある場合にはその台数、
車両番号又は標識番号及び車台番号

二 イからハまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が被災二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第二項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合にあつては、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車が被災二輪自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合又は被災二輪自動車等が原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）の場合にあつては、滅失し、若しくは損壊した法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等が被災二輪自動車等であることについて当該二輪自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災二輪自動車等の所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災二輪自動車等の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第二項の規

定の適用を受けようとする場合にあっては、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

3

政令附則第三十四条第二項に規定する者が法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災小型特殊自動車（法附則第五十七条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この項において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車が被災

小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第

三項に規定する市町村長が必要と認める事項

- 二 滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車が被災小型特殊自動車であることについて当該小型特殊自動車が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車の所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつたことについて証する書類

- 三 政令附則第三十四条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合に於ては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類